

議案第52号関連資料 明石市農業共済条例の廃止について

1 廃止の目的・理由

これまで市町または事務組合による公営事業として実施してきた農業共済事業が、令和2年4月に新たに県全域を事業区域とした新組合「兵庫県農業共済組合」により実施されることに伴い、条例を廃止する。

2 概要

農業保険法で、農業保険は農業共済組合若しくは農業共済組合連合会又は市町村が行うこととされており、兵庫県の場合、これまで17市町9広域組合が公営で実施してきた。

しかしながら、高齢化や後継者不足による農業者の減少や、平成31年1月から水稲共済をはじめとする農業共済制度が見直されたことにより、大幅な加入者数の減少が見込まれることから、農業共済事業も効率的な運営が必要となった。

そこで、スケールメリットが活かせるよう、令和2年4月に県下一組合となる新組合「兵庫県農業共済組合」が設立されることとなった。平成31年4月には、兵庫県農業共済組合連合会並びに17市町9広域組合及び立会人の兵庫県と「兵庫県農業共済組合設立に関する覚書」を締結した。

これに基づき、本市農業共済条例を廃止し、農業共済事業について新組合に引継ぐ。

3 他市町の動向

兵庫県下の市町は、本市と同様、12月議会に提案。

4 実施時期

令和2年4月1日

5 その他

(1) 新組合設立のスケジュール

令和2年1月21日	新組合創立総会
令和2年1月	新組合設立の認可を県に申請
令和2年4月1日	新組合設立

(2) 本市の共済引受戸数

①水稲共済	253戸(令和元年度)
②家畜共済	4戸(平成30年度)
③園芸施設共済	6戸(平成30年度)